

平成18年田村市議会12月定例会会議録

(第5号)

○会 議 月 日 平成18年12月15日(金曜日)

○出 席 議 員 (26名)

議 長 宗 像 公 一

1 番	樽 井 義 忠 議 員	2 番	大和田 博 議 員
3 番	菊 地 武 司 議 員	4 番	遠 藤 正 徳 議 員
5 番	橋 本 賢 議 員	6 番	先 崎 温 容 議 員
7 番	菅 野 善 一 議 員	8 番	白 石 治 平 議 員
9 番	吉 田 豊 議 員	10 番	長谷川 元 行 議 員
11 番	半 谷 理 孝 議 員	12 番	柳 沼 博 議 員
13 番	橋 本 紀 一 議 員	14 番	石 井 市 郎 議 員
15 番	佐久間 金 洋 議 員	16 番	猪 瀬 明 議 員
17 番	松 本 熊 吉 議 員	18 番	橋 本 文 雄 議 員
19 番	村 越 崇 行 議 員	20 番	佐 藤 忠 議 員
21 番	箭 内 仁 一 議 員	22 番	秋 元 正 登 議 員
23 番	安 藤 嘉 一 議 員	24 番	石 井 忠 治 議 員
25 番	本 田 仁 一 議 員		

○欠 席 議 員 (な し)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 暲	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企 画 調 整 部 長	郡 司 健 一	生 活 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	秋 元 正 信
産 業 建 設 部 長	塚 原 正	滝 根 行 政 局 長	青 木 邦 友
大 越 行 政 局 長	吉 田 良 一	都 路 行 政 局 長	新 田 正

常葉行政局長	白石幸男	総務部参事 兼総務課長	佐藤健吉
総務部財政課長	助川弘道	企画調整部 参事兼観光交流課長	白土哲二
生活福祉部 参事兼保健課長	加藤与市	産業建設部 参事兼産業課長	坂本謹威知
出納室長	佐藤長	教育委員会 委員長	渡辺徹
教育委員会 教育長	白岩正信	教育委員会 教育次長	宗像泰司
教育委員会 参事兼生涯学習課長	堀越則夫	選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉
代表監査委員	武田義夫	監査委員事務局長	渡辺新一
農業委員会事務局長 兼総務課長	根本徳位	水道事業所長	助川俊光

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	斎藤忠一	主事	渡辺誠

○議事日程

- 日程第 1 付託議案の委員会審査結果報告
- 日程第 2 議案第 1 1 7 号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 1 1 8 号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 1 1 9 号 田村市総合計画の基本構想について
- 日程第 5 議案第 1 2 0 号 指定金融機関の指定について
- 日程第 6 議案第 1 2 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 7 議案第 1 2 2 号 分収造林契約の変更について
- 日程第 8 議案第 1 2 3 号 郡山地方広域消防組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 1 2 4 号 平成 1 8 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 0 議案第 1 2 5 号 平成 1 8 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算

(第3号) について

日程第11 議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第2号) について

日程第12 議案第127号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算(第3号) について

日程第13 議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) について

日程第14 議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第4号) について

日程第15 議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について

日程第16 議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第3号) について

日程第17 議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号) について

日程第18 「陳情第7号 福祉有償運送許可に関する陳情書」の継続審査について

日程第19 陳情第 8号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書について

日程第20 陳情第 9号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出について

追加日程

日程第 1 発議第 9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後1時30分 開議

○議長(宗像公一) 皆さん、連日御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第5号）のとおりであります。

なお、船引行政局長佐藤輝男君は、本日、所用により欠席となりますので報告いたします。

また、各常任委員長、議会運営委員長から視察研修結果報告書が議長に提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

---

#### 日程第1 付託議案の委員会審査結果報告

○議長（宗像公一） 日程第1、付託議案の委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例についてから、議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの16議案について各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長白石治平君。白石総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 白石治平 登壇）

○総務企画常任委員長（白石治平） 御報告をいたします。定例会8日目の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました条例の一部改正案件、田村市総合計画の基本構想、指定金融機関の指定、平成18年度補正予算案2件、計5件の議案について12月12日、委員7名出席のもと、所管課ごと審査を行いましたので審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は特に質疑もなく、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 田村市総合計画の基本構想について申し上げます。

審査中、田村市の各種行政計画の最上位に位置づけられる本計画で設定した目標指標に対し、施策や事業の達成状況を評価する方法を確立してほしい。また、この結果公表についても情報の共有化という意味において提供してほしいとの意見がありました。

審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 指定金融機関の指定について申し上げます。

審査中、指定の満期日に対しての質疑がなされ、地方自治法施行令に基づく指定に関しては、期間の設定はない旨の説明を受けております。なお、業務契約については、単年度契約を結び、契約満了日前60日までに特に申し出をしない限り、自動更新されるとのことであります。

審査の結果、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

本案は各常任委員会に分割付託されましたことから、当委員会が所管する歳入歳出予算について審査いたしました。

審査の過程においては、「国県支出返還金について会計検査院実地検査の年度はいつであるか、また該当年度以外分については」との質疑がなされ、今回の会計検査院実地検査対象は平成12年度から平成16年度までの5年間であり、検査の対象外年度分については県からの報告がまだないが、結果によっては返還か、あるいは見直しの可能性がありそうだと聞いているとの説明を受けております。

審査の結果、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

本案については特に質疑もなく、全委員一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、議決くださるようお願いいたします。

○議長（宗像公一） 次に、生活福祉常任委員長半谷理孝君。半谷生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 半谷理孝 登壇）

○生活福祉常任委員長（半谷理孝） 生活福祉常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

平成18年田村市議会12月定例会第8日目の本会議において、議案付託表により当委員会に付託のありました議案7件につきまして、12月12日に当局より関係部課長等の出席を求め各所管課ごとに審査を行いました。その審査結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

以下、その審査の経過と結果について概要を御報告いたします。

初めに、議案第121号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について申し上げます。最初に、福島県後期高齢者医療広域連合規約（案）について説明があり、審査の結果、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 郡山地方広域消防組合格規約の変更について申し上げます。最初に、郡山地方広域消防組合格規約の変更について説明があり、審査の結果、本案は原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第5号)について歳出のうち、生活福祉部所管の歳出予算を審査いたしました。審査の中で防犯灯設置について、本庁でどこまで設置するのか、行政局でどこまで設置するのか、その区分はあるのかとの質疑がなされ、当局より本庁で設置する分はなく各行政局で計画的に設置することから、どこからどこまでという区別はなく合併前の合併協議会での話し合いにより当分の間、これまで2基だった行政局は2基、3基だったところは3基、それを超えない枠で防犯灯を設置している旨の説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。審査の中で、国保会計は社会の仕組み上、やむを得ないと思うが、非常に財政的にパンク寸前だと表現している人もおり、近い将来、大幅な改定があるのかと思われるがとの質疑がなされ、当局より現在、国保税の不均一課税を行っており、5年を目途に均一課税にする考えで、最終的には基金で調整しようということで今取り組んでおり、田村市の場合、せっぱ詰まった国保会計にはなっていない状況である旨の説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。審査の中で、諸収入の第三者納付金については交通事故関係かとの質疑がなされ、当局より交通事故2件に対して第三者行為として入ってきたものであるとの説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。審査の中で全体的に億単位の補正額の増減があるが、当初予算に対しての甘さはなかったのかとの質疑がなされ、当局より、国県で示された予防介護、要介護1から要支援に1にいくだろうという必要な分を当初予算で計上したが、新たに始まった事業であったことから、どこの市町村も要介護から要支援にいく方が思ったより少ないということが現状であり、田村市の場合も要支援の方がさらにふえると予想されたが実際は少なく、今回大幅に見直しを図った旨の説明がありました。また、介護予防支援サービスの対象者は田村市内で何人になっているかとの質疑がなされ、当局より介護認定者数は1,939名で、そのうち介護予防サービスの受けられる要支援1、2の方は246名であるとの説明がありました。審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。特に質疑等もなく、審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、生活福祉常任委員会の審査結果の報告といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（宗像公一） 次に、産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉 登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 産業建設常任委員会審査結果の報告を申し上げます。

平成18年田村市議会12月定例会において、当委員会に付託のありました条例の改正案1件、平成18年度補正予算案4件、分収造林契約変更案件1件、合わせて6件の議案につきまして、12月12日及び13日の2日間、委員6名出席のもと、それぞれ審査を行いました。

当委員会に付託されました6件の審査結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。以下、審査の過程において特に議論されました事項等につきその概要を申し上げます。

議案第118号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例については、改正の内容を確認する質疑を行い、可決すべきものと決しました。

議案第122号 分収造林契約の変更についての審査結果について申し上げます。本件契約変更の内容は、分収割合の大幅な削減と契約期間の延長であり、土地所有者側に不利益な内容になっております。12日の委員会第1日目に市当局から契約の変更の内容やその背景、さらに今回の提案のもとになった福島県林業公社の経営改善計画に関する説明を受け議論いたしました。結論が見出せず13日に繰り延べて審査を行いました。審査の過程では「田村市がこうむる不利益と公社との分収林契約をしている民間土地所有者に与える影響」に対する危惧や、「公社の経営改善計画が不完全である」との指摘など反対の立場から意見が出されました。

一方、賛成する立場からは、「公社の経営改善計画が頓挫し、仮に林業公社が経営破綻した場合、出資者としての田村市に求められるおそれがある膨大な費用負担に市財政がたえられるのか」、また「このまま、何ら方策を講じることなく林業公社が破綻した場合、土地所有者の分収権利自体が消滅してしまうのではないか」などの意見もありましたが、いずれも「やむを得ない」とする消極的賛成であります。

また、破綻処理に係る費用負担について市当局が示した想定額は、「現在の債務を出資

口数で按分した単純計算値で、田村市では約16億円程度」とのことでありました。

当委員会では、本件契約の変更が及ぼすあらゆる影響などに関して2日にわたり十分に議論を尽くしました。最終的には討論を行い、採決した結果、賛成多数で可決すべきと決したものであります。

議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第5号)について申し上げます。産業課及び建設課所管の歳出予算を審査いたしました。補正の内容は国県補助金の確定やこれまでの事業執行により生じた事業費の増減、石油価格高騰による燃料費の増、さらには豪雨による災害復旧費の追加などであります。県営事業費の減額による受益者負担への影響について質疑があり、主な減額は農道整備事業で、受益者負担への影響はないとの回答でありました。可決すべきものと決しました。

議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。当局から補正内容の説明を受け、特に質疑もなく可決すべきものと決しました。

議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。受益者負担金が減額されておりますが、これは一括納入を予定していた方が分割納入に変わったことによる減額であります。負担金総額における一括納入の割合についての質疑があり、60.4%が一括納入であるとの回答がありました。可決すべきものと決しました。

議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)について申し上げます。上半期の給水実績が好調であったため、収益を増額し、また資本的支出では下水道工事に伴い新たに発生した配水管布設がえ工事費を追加しております。一般会計からの委託による消火栓設置数に関する質疑を行い、可決すべきものと決しております。

以上が産業建設常任委員会の審査の主な内容であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(宗像公一) 次に、文教常任委員長吉田 豊君。吉田文教常任委員長。

(文教常任委員長 吉田 豊 登壇)

○文教常任委員長(吉田 豊) 文教常任委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第5号)、歳出のうち教育費について、去る12日に付託議案の審査を実施いたしましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算(第5号)について、歳出のうち教育

費であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。学校の耐震診断について9月補正において中学校2校の耐震診断を実施するための補正予算を計上いたしましたが、県教育委員会の方から、国の方針として耐震診断を年度内に100%実施するようという強い働きかけがありましたことから、田村市内小・中学校の耐震診断実施率を100%にするために予算を振りかえ耐震診断を実施していない小・中学校すべて耐震予備診断を実施するための補正を行ったとの説明がありました。この件に関して今後の見通しについて質疑があり、12月補正議決後に発注し、年度内に完了できる内容であるとの回答がありました。

その他、要、準要保護児童・生徒援助費、私立幼稚園運営費等において質疑がなされました。

以上で文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。御審議の上、御議決くださるようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宗像公一） これをもちまして付託議案の委員会審査結果報告を終わります。

---

日程第2 議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第2、議案第117号 田村市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第118号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（宗像公一） 日程第2、議案第118号 田村市工場立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第119号 田村市総合計画の基本構想について

○議長（宗像公一） 日程第4、議案第119号 田村市総合計画の基本構想についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第120号 指定金融機関の指定について

○議長（宗像公一） 日程第5、議案第120号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番先崎温容君、17番松本熊吉君の退場を求めます。

（6番 先崎温容 除斥）

（17番 松本熊吉 除斥）

○議長（宗像公一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

先崎温容君、松本熊吉君の入場を許可いたします。

（6番 先崎温容 入場）

（17番 松本熊吉 入場）

---

日程第6 議案第121号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（宗像公一） 日程第6、議案第121号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第122号 分収造林契約の変更について

○議長（宗像公一） 日程第7、議案第122号 分収造林契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第123号 郡山地方広域消防組合規約の変更について

○議長（宗像公一） 日程第8、議案第123号 郡山地方広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（宗像公一） 日程第9、議案第124号 平成18年度田村市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第125号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（宗像公一） 日程第10、議案第125号 平成18年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

○議長（宗像公一） 日程第11、議案第126号 平成18年度田村市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第127号 平成18年度度田村市介護保険特別会計補正予算  
(第3号) について

○議長(宗像公一) 日程第12、議案第127号 平成18年度田村市介護保険特別会計補正予算  
(第3号) についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

---

日程第13 議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（宗像公一） 日程第13、議案第128号 平成18年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（宗像公一） 日程第14、議案第129号 平成18年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）について

○議長（宗像公一） 日程第15、議案第130号 平成18年度田村市公共下水道事業特別会計補  
正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ  
れました。

---

日程第16 議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予算  
（第3号）について

○議長（宗像公一） 日程第16、議案第131号 平成18年度田村市診療所事業特別会計補正予  
算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(宗像公一) 日程第17、議案第132号 平成18年度田村市水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

---

日程第18 「陳情第7号 福祉有償運送許可に関する陳情書」の継続審査について

○議長（宗像公一） 日程第18、「陳情第7号 福祉有償運送許可に関する陳情書」の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、生活福祉常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

生活福祉常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は生活福祉常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第19 陳情第8号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書について

○議長（宗像公一） 日程第19、陳情第8号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉 登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 産業建設常任委員会陳情審査結果の報告をいたします。

陳情第8号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書の審査結果を報告いたします。

審査の中で、「既に同じような趣旨の意見書を提出している」、また「国有林野事業の現状維持を願う趣旨の陳情は、国の基本理念である行政改革の流れに反するもの」との意見が出され、不採択とすべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（宗像公一） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

日程第20 陳情第9号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出について

○議長（宗像公一） 日程第20、陳情第9号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員長松本熊吉君。松本産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 松本熊吉 登壇）

○産業建設常任委員長（松本熊吉） 産業建設常任委員会陳情審査の報告をいたします。

陳情第9号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出についての審査結果を報告いたします。

審査の結果、田村市議会が加盟している団体からの依頼であること、また福島県では地方税として既に導入されており、森林の公益的機能に対して国民が等しく負担する新税の導入は必要であるとの理由から採択すべきものと決定いたしました。以上であります。

○議長（宗像公一） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 討論なしと認めます。

---

○議長(宗像公一) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後2時09分 休憩

---

午後2時27分 再開

○議長(宗像公一) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会において協議をされましたので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長先崎温容君。先崎議会運営委員長。

(議会運営委員長 先崎温容 登壇)

○議会運営委員長(先崎温容) 先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について申し上げます。

発議第9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出については、協議の結果、日程に追加することに決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長(宗像公一) ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、日程第1、発議第9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宗像公一) 異議なしと認めます。よって、議事日程(第5号の追加1)のとおり、  
日程第1 発議第9号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 発議第9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について

○議長(宗像公一) 日程第1、発議第9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出  
についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記(渡辺新一)

発議第9号

全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成18年12月15日提出

提出者 田村市議会議員 松本熊吉

賛成者 田村市議会議員 佐藤忠

賛成者 田村市議会議員 石井市郎

次のページをお願いします。

## 全国森林環境税の創設を求める意見書（案）

近年、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、地球温暖化防止にかかる京都議定書の目標達成計画では、我が国に課せられた二酸化炭素削減目標6%のうち、3.8%を森林の吸収により確保するとしている。

しかしながら、森林を守り育ててきた我が国の山村・林業は、木材価格の低迷や後継者不足などにより、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況となり、必要な手入れがされることなく放置される森林が急増している。

そのため、森林とともに暮らし、森林を熟知する行政としての市町村が立ち上がらなければならないが、森林を守っていくべき山村市町村は、過疎化と少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から、今後とも継続的に森林を守る役割を担うことはもはや困難である。

このような状況において、世界に例を見ない緑豊かな森林、生命の源である水を育み、大気を浄化するとともに、災害から国土を守る国民共有の貴重な財源としての森林を維持、保全していくためには、山村地域の住民や自治体のみならず、都市部や海辺の地域の住民や自治体も一緒になって「森林・山村を育て、水や空気を守っていく」という国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという気運を高めていくことが重要である。

ついでには、我が福島県を初め地方税としての「森林環境税」導入は進みつつあるが、森林の持つ公益的機能に対して国民が等しく負担する新税として「全国森林環境税」を早急に創設し、森林を有する山村地域の市町村が森林の維持、育成のための財源を確保できるようにすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

福島県田村市議会議長 宗 像 公 一

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
農林水産大臣 様  
環境大臣 様  
衆議院議長 様

参議院議長様

以上で朗読を終わります。

○議長（宗像公一） 提出者松本熊吉君から提案理由の説明を求めます。松本熊吉君。

（17番 松本熊吉 登壇）

○17番（松本熊吉君） 発議第9号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についての提案理由の説明を申し上げます。

本件意見書の提出は、先ほど陳情第9号が採択されたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ賛成者2名とともに提案するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（宗像公一） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 質疑なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 討論なしと認めます。

---

○議長（宗像公一） これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宗像公一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（宗像公一） 以上で本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成18年田村市議会12月定例会に御提案申し上げました、田村市行政手続条例の一部を改正する条例を初め、田村市の今後のまちづくりの指針となる田村市総合計画の基本構想、福島県後期高齢者医療広域連合の設置や平成18年度各会計補正予算など16件の全議案につきまして慎重なる御審議をいただき、原案どおり御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様の意を体しながら進めてまいり所存でありますので、温かい御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

田村市も誕生から1年10カ月があつという間に経過しようとしている時期、平成18年の年末を控え議員の皆様には多忙な日が続くと思われませんが、御健康に御留意くださいますて田村市の発展のため今後とも御活躍いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、平成19年の新春を御家族おそろいでお迎えになることを心より御祈念申し上げ、ごあいさつと御礼にかえる次第であります。

---

○議長（宗像公一） 12月定例会に付議されました全議案について非常に活発、かつ慎重なる御審議をいただき、まことに御苦労さまでございました。

寒さはますます厳しくなっておりますことから御健康に留意され、年末年始を過ごされますとともに、さらなる各位の御活躍を御祈念申し上げまして、12月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時37分 閉会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月15日

議 長 宗 像 公 一

署名議員 菅 野 善 一

署名議員 白 石 治 平